

○特定古物商等の事務の取扱いに関する訓令

平成21年2月26日

本部訓令第3号

改正 平成27年5月1日本部訓令第9号

(題名改称)

平成28年4月28日本部訓令第9号

平成28年9月29日本部訓令第18号

令和3年8月31日本部訓令第11号

令和5年2月14日本部訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「府令」という。）の施行に際し、法第2条第2項第43号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の許可を受けて同法第2条第1項の古物である貴金属等の売買を行う古物商及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の許可を受けて同法第18条第1項の流質物である貴金属等の売却を行う質屋（以下「特定古物商等」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成27年本部訓令第9号・令和5年3号〕)

(疑わしい取引の届出受理等)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、特定古物商等から法第8条第1項の規定による疑わしい取引の届出があったときは、警察本部長（以下「本部長」という。）に通報するとともに、当該疑わしい取引の届出が、府令第25条第1項に規定する届出書又は同条第2項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び電磁的記録媒体提出票（以下「届出書等」という。）に所定の事項が記載又は記録されたものであるか確認の上受理するものとする。

2 本部長は、署長から前項の疑わしい取引の届出を受理した旨の通報があったときは、届出受理書（別記様式第2号）に付する文書番号を当該署長に通知するものとする。この場合において、当該署長は、通知を受けた文書番号を付した届出受理書を作成して、特定古物商等に交付するものとする。

3 署長は、第1項の疑わしい取引の届出に係る届出書等を本部長に送付するものとする。

(一部改正〔平成27年本部訓令9号・28年18号・令和5年3号〕)

(警察庁への送付)

第3条 本部長は、前条第3項の届出書等の送付を受けたときは、当該届出書等を別記様式第3号による通知書に添えて警察庁に送付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(総務省電子政府総合窓口情報の取扱い)

第4条 本部長は、警察庁から特定古物商等が総務省電子政府総合窓口に行った疑わしい取引の届出の送付を受けたときは、当該届出を保管するものとする。

(一部改正〔平成27年本部訓令9号・令和5年3号〕)

(報告又は資料の提出要求)

第5条 署長は、法第15条の規定による報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料の提出要求書(別記様式第4号)により行うものとする。

(一部改正〔平成27年本部訓令9号・28年18号・令和5年3号〕)

(立入検査の実施)

第6条 署長は、次の各号のいずれかに該当する場合、法第16条第1項の規定による立入検査をするものとする。

- (1) 取引時確認義務(法第4条第1項、第2項及び第4項)を履行していない疑いがある場合
- (2) 確認記録の作成・保存義務(法第6条)を履行していない疑いがある場合
- (3) 取引記録等の作成・保存義務(法第7条)を履行していない疑いがある場合
- (4) 疑わしい取引の届出等の義務(法第8条第1項、第2項及び第3項)を履行していない疑いがある場合
- (5) 法第15条の規定による報告又は資料の提出の求めに応じない場合
- (6) 法第18条に規定による是正命令を行った後に、その履行状況を確認する場合
- (7) その他特に必要と認める場合

2 警察職員は、前項の立入検査を実施したときは、その結果を署長に報告するものとする。

この場合において、法令違反を認知したときは違反認知報告書(別記様式第5号)を作成して署長に提出するものとする。

(一部改正〔平成27年本部訓令9号・28年18号・令和5年3号〕)

(勧告)

第7条 署長は、法第17条の規定による勧告を行うときは、勧告書（別記様式第6号）を当該特定古物商等に交付するものとする。

（一部改正〔平成27年本部訓令9号・28年18号・令和5年3号〕）

（是正命令）

第8条 署長は、法第18条の規定による是正命令が必要と認めるとき、是正命令を行うに当たって行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与の手続を行うことが必要であると認めるとき及び是正命令を行ったときは、本部長に報告するものとする。

2 署長は、是正命令を行うときは、是正命令書（別記様式第8号）を当該特定古物商等に交付するものとする。

（一部改正〔平成27年本部訓令9号・28年18号・令和5年3号〕）

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年5月1日本部訓令第9号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年4月28日本部訓令第9号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日本部訓令第18号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日本部訓令第11号）

1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年2月14日本部訓令第3号）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

様式第2号(第2条関係)

山形公委 第 号
年 月 日

殿

山形県公安委員会 印

届 出 受 理 書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第8条第1項の規定による疑わしい取引の届出を受理いたしました。

1 受理月日

2 受理方法

・ 文書 ・ 電磁的記録媒体

3 受理取扱者

所属

官職・氏名

様式第3号(第3条関係)

山形公委 第 号
年 月 日

国家公安委員会 殿

山形県公安委員会 印

疑わしい取引の届出について(通知)

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第8条第1項の規定による疑わしい取引の届出を受けたので、同法第8条第4項の規定により通知します。

- 1 届出受理年月日
- 2 届出を行った特定事業者の名称
- 3 届出方法
 - ・ 文書
 - ・ 電磁的記録媒体

様式第4号(第5条関係)

山形公委 第 号
年 月 日

様

山形県公安委員会 印

報告・資料の提出要求書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第15条の規定により以下のとおり報告(資料の提出)を求めます。

1 報告事項(提出資料)

2 報告(資料提出)の期限
年 月 日

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

注 不要文字は横線で消すこと。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日 官職・氏名	
警察署長 殿 違 反 認 知 報 告 書	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 所 在 地	
営業者の氏名、生年月日 (法人の場合は名称、 代表者氏名)	年 月 日生(歳)
営 業 者 の 住 所 (法人の場合は所在地)	
古物(質屋)営業許可 年 月 日	年 月 日 第 号
違 反 行 為 の 種 別	1 本人確認義務等違反(法第4条関係) 2 本人確認記録の作成義務等違反(法第6条関係) 3 取引記録の作成義務等違反(法第7条関係) 4 疑わしい取引の届出等義務違反(法第8条関係) 5 その他
認 知 状 況	
違 反 概 要	
警 察 署 長 意 見	1 指導・助言 2 勧告 3 是正命令

様式第6号(第7条関係)

山形公委 第 号
年 月 日

様

山形県公安委員会 印

勸 告 書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第17条の規定により次のとおり勸告する。

1 勸告の内容

2 理由

様式第8号(第8条関係)

山形公委 第 号
年 月 日

様

山形県公安委員会 印

是 正 命 令 書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第18条の規定により次のとおり是正を命ずる。

1 是正命令の内容

2 理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第1号 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第2号 (第2条関係)

(一部改正〔平成27年本部訓令9号・令和5年3号〕)

様式第3号 (第3条関係)

(一部改正〔平成27年本部訓令9号・28年18号・令和5年3号〕)

様式第4号 (第5条関係)

(一部改正〔平成27年本部訓令9号・28年9号・18号・令和5年3号〕)

様式第5号 (第6条関係)

(一部改正〔平成27年本部訓令9号〕)

様式第6号 (第7条関係)

(一部改正〔平成27年本部訓令9号・28年18号・令和5年3号〕)

様式第7号 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第8号 (第8条関係)

(一部改正〔平成27年本部訓令9号・28年9号・18号・令和5年3号〕)